

社 援 発 0 3 0 6 第 2 9 号
令 和 2 年 3 月 6 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等について」の一部改正について

今般、「社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等について」(平成20年7月31日社援発第0731003号本職通知)を別添のとおり改正し、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等(介護福祉士養成施設・学校を除く)について、修業年限に応じて各年度(修業年限が1年以下の養成施設等の場合は令和6年度、修業年限が1年を超え2年以下の養成施設等の場合は令和5年度、修業年限が2年を超え3年以下の養成施設等の場合は令和4年度、修業年限が4年の養成施設等の場合は令和3年度)の4月1日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。